

平成 19 年 10 月 29 日

各 位

東京都文京区本郷二丁目 38 番 18 号
株式会社 カイノス
代表取締役社長 中村 利通
(J A S D A Q ・ コード : 4556)
問い合わせ先
責任役職者 専務取締役管理本部長
氏 名 徳永 孔志
T E L (03) 3816 - 4123

有価証券報告書の訂正報告書提出に関するお知らせ

当社は、第 32 期(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)の有価証券報告書の記載事項において一部訂正すべき事項があったため、下記の通り、本日付けで訂正報告書を関東財務局に提出いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成 19 年 6 月 22 日に提出致しました第 32 期(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第 4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

2 . 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第 4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

2．会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

(訂正前)

(1)～(4) (省略)

(5)～(7) (記載なし)

(訂正後)

(1)～(4) (省略)

(5)取締役の定数

当社の取締役は 15 名以内とする旨を定款に定めております。

(6)取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

(7)株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

以 上